



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 **NSW**
 (登記社名：日本システムウェア株式会社)
 代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長 多 田 尚 二
 コード番号 9 7 3 9 東証第一部
 本社所在地 東京都渋谷区桜丘町 3 1 番 1 1 号
 問 合 せ 先 代表取締役 執行役員専務 桑 原 公 生
 電 話 0 3 - 3 7 7 0 - 1 1 1 1 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 47 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営基盤の一層の強化を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役相談役を追加するものであります。
- (2) その他、一部文言の整備等、所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更内容を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集権者および議長) 第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集権者および議長) 第 16 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役および取締役相談役</u>各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月26日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成25年6月26日(水曜日)

以 上